

出水市病院事業公告第6号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和2年10月5日

出水市病院事業管理者 鮫島幸二

業務発注部署	出水総合医療センター事務部総務課
業務名	出水市病院事業院発熱外来プレハブ施設賃貸借
業務概要	<p>1 業務内容 本業務は、プレハブ施設賃貸借による発熱外来開設にあたり、民間事業者の専門的知識や経験に基づく提案及び支援を受ける候補者をこれまでの実績や企画力等、総合的に評価して選定することを目的とする。</p> <p>2 業務仕様 別紙「出水市病院事業発熱外来育プレハブ施設賃貸借仕様書」のとおり</p> <p>3 契約期間 契約締結日から令和3年12月15日まで（解体期間含む。）</p> <p>4 賃貸借期間 令和2年12月20日から令和3年11月30日までの1年間</p>
参加資格	<p>本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 過去10年間の間にプレハブによる診療施設等（建築面積30㎡以上の施設に限る。）の設置、建設及び賃貸借の受託実績を有すること。</p> <p>(2) 九州管内に事務所を有し、当院の要請に対して早急な対応が可能であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 企画提案書の提出期限までに、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成20年出水市告示第69号）第4条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。</p> <p>(5) 公告日から契約締日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年出水市告示第70号）第3条の規定に基づく指名停止措置期間中でないこと。</p> <p>(6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。</p> <p>(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第22</p>

	<p>5号)に基づく再生手続開始申立てがなされていない者であること。</p> <p>(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。））第2条の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。</p>
担当部署	<p>〒899-0131 鹿児島県出水市明神町520番地 出水総合医療センター事務部総務課管財係 電話 0996-67-1611 FAX 0996-67-1661</p>
実施要領等の交付期間、場所及び方法	<p>1 交付期間 公告日から令和2年10月26日（月）午後5時15分まで</p> <p>2 交付場所及び方法 出水総合医療センターホームページからダウンロード</p>
参加申込書、企画提案書等の提出期限、場所及び方法	<p>1 提出期限</p> <p>(1) 参加申込書 令和2年10月15日（木）午後5時15分</p> <p>(2) 提案書等 令和2年10月 26（月）午後5時15分</p> <p>2 提出場所及び方法</p> <p>(1) 提出場所 担当部署に同じ</p> <p>(2) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）郵送の場合は提出期限までに担当部署へ必着のこと。</p>
その他	<p>1 企画提案書等の取扱い</p> <p>(1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しません。</p> <p>(2) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲内において複製することがあります。</p> <p>(3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しません。</p> <p>2 失格</p> <p>参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。</p> <p>(1) 提出された参加表明書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。</p> <p>(2) 審査の公平性を害する行為を行ったとき。</p> <p>(3) 参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。</p> <p>(5) 見積金額が提案上限額を超えているとき。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) このプロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とします。</p>

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">(2) 提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差替えを認めません。(3) 提出された参加表明書、企画提案書等の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、当院が本プロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することができるものとします。(4) 提出された参加表明書、企画提案書等は、出水市情報公開条例（平成18年出水市条例第16号）の規定に基づく公文書の開示請求の対象になります。(5) 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出してください。(6) 電子メール等の通信事故については、当院はいかなる責任も負いません。(7) 詳細は「出水市病院事業発熱外来プレハブ施設賃貸借に係る公募型プロポーザル実施要領」による。 |
|--|---|